

委員会提出議案第 1 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月15日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 溝口幸治

熊本県議会議長 坂田孝志様

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「8人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月30日から施行する。

（提案理由）

熊本県議会議員の定数を定める条例（平成14年熊本県条例第2号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。